

土砂災害警戒区域等の改正案に対する意見について

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第7条第3項および第5項の規定に基づき、以下のとおり公表します。

1 改正しようとする区域名称

- ・ 市島 I (124060052)

令和6年11月29日付け兵庫県公報第571号掲載の該当公告(別紙)の1に記載する区域

2 意見等の要旨及びこれに対する県の考え方

意見等の要旨	これに対する県の考え方
意見書の提出なし	—————

3 公表資料の公表期間

令和7年2月14日から令和7年8月14日まで

土砂災害警戒区域等の指定案に対する意見について

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第7条第3項および第5項の規定に基づき、以下のとおり公表します。

1 指定しようとする区域名称

- ・ 徳尾 I (124060014) ほか7区域

令和6年11月29日付け兵庫県公報第571号掲載の該当公告(別紙)の1に記載する区域

2 意見等の要旨及びこれに対する県の考え方

意見等の要旨	これに対する県の考え方
意見書の提出なし	—————

3 公表資料の公表期間

令和7年2月14日から令和7年8月14日まで

# 兵庫県公報

令和6年11月29日 金曜日 第571号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 令和6年度農用地土壌汚染調査測定の結果（農業改良課）	1
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（農地整備課）	2
○ 保安林の指定施業要件の変更（治山課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	3
○ 令和3年兵庫県告示第386号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	4
○ 平成31年兵庫県告示第370号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	4
○ 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
<b>公 告</b>	
○ 農地を利用する権利の設定の裁定申請（総合農政課）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（砂防課）	8
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	9
○ 都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧（都市計画課）	10
○ 同 上（同）	10
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（同）	10
○ 入札公告（丹波県民局）	11
<b>教育委員会公告</b>	
○ 入札公告	14
<b>警察本部公告</b>	
○ 落札者等の公示	17
<b>正 誤</b>	
○ 平成29年3月31日付け兵庫県公報第2887号中	17
○ 令和元年5月31日付け兵庫県公報第10号中	17
○ 同 上	18
○ 同 上	18
○ 同 上	18
○ 同 上	19
○ 同 上	19
○ 令和2年6月30日付け兵庫県公報第118号中	19
○ 同 上	20

## 告 示

### 兵庫県告示第1038号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第12条の規定により、令和6年度農用地土壌汚染調査測定の結果を次のとおり公表する。

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
兵庫県加東市稲尾字中須165番1	田	300
兵庫県加東市稲尾字中須165番2	田	618
兵庫県加東市稲尾字中須165番3	田	249
兵庫県加東市稲尾字中須165番4	田	459
兵庫県加東市稲尾字赤ハゲ249番11	田	305

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実に認められる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和7年4月1日	5年	88,665円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和6年12月13日

(2) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1  
兵庫県農林水産部総合農政課

(3) 記載事項

- ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成21年兵庫県告示第679号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 改正しようとする区域の案

市島I（124060052）の頁中別図52を次の図面のとおり改める。

（図面は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和6年12月4日（水）から同月17日（火）まで

3 指定の案の閲覧場所

丹波県民局丹波土木事務所管理課及び丹波市役所春日庁舎道路整備課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

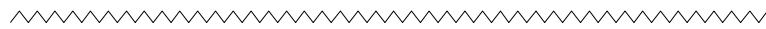
丹波県民局丹波土木事務所管理課  
〒669-3309 丹波市柏原町柏原688

(3) 提出期限

令和6年12月17日（火）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和7年2月14日（金）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
徳尾(3) I (124060014)	丹波市市島町徳尾 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
大杉(2) I (124060017)	丹波市市島町徳尾 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
大杉(3) I (124060018)	丹波市市島町徳尾 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
徳尾谷上(2) I (124060020)	丹波市市島町徳尾 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
徳尾(1) II (124060021)	丹波市市島町徳尾 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
徳尾谷上II (124060023)	丹波市市島町徳尾 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
鴨阪(1) II (124060034)	丹波市市島町上鴨阪 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
乙河内 I (124060067)	丹波市市島町乙河内 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり

(別図1から別図8までは省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和6年12月4日（水）から同月17日（火）まで

3 指定の案の閲覧場所

丹波県民局丹波土木事務所管理課及び丹波市役所春日庁舎道路整備課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

丹波県民局丹波土木事務所管理課  
〒669-3309 丹波市柏原町柏原688

(3) 提出期限

令和6年12月17日（火）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和7年2月14日（金）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
西宮市	阪神間都市計画地区計画	南甲子園1丁目南地区地区計画

都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
西脇市	東播都市計画地区計画	日野地区地区計画

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地